

2 システム管理補助者は、システム管理者の指示を受け次の業務を行う。

- 1) システム管理者の業務の一部代行
- 2) システム管理者不在時の業務代行

3 システム管理補助者は、業務状況について適宜システム管理者に報告しなければならない。

(担当責任者)

第5条

担当責任者は次の業務を行う。

- 1) 当該施設に設置した L・n e t のための機器及びソフトウェア等（以下「L・n e t 機器等」という。）の利用の指導及び監督
- 2) 当該施設に設置した L・n e t 機器等において発生した障害への対応
- 3) 当該施設の利用者の指導及び監督

(ウィルス対策等)

第6条

1 担当責任者は、コンピュータウィルスの L・n e t への侵入の防止等セキュリティに必要な措置を講じなければならない。

2 利用者は、コンピュータウィルスが L・n e t に侵入しないよう注意しなければならない。

(登録申請等)

第7条

1 L・n e t の利用を希望する者は、総括管理者に登録申請を行うものとする。

2 転退職及び人事異動等により、L・n e t の利用をしなくなった場合には、利用者は速やかに総括管理者に登録抹消申請を行わなければならない。

3 システム管理者は、セキュリティの確保を図る観点から、暗証番号（パスワード）を3か月間変更しない利用者の登録を抹消することができるものとし、登録の抹消は、利用を開始した日又は暗証番号（パスワード）を変更した日以降、3か月が経過する日の属する月末をもって行う。ただし、L・n e t を利用しない期間が3か月を超える場合で、システム管理者に予め理由書を提出し、正当な理由と認められた場合は、この限りでない。

4 前項により、登録を抹消された者が再登録を受ける場合は、登録を抹消された日の翌日から2か月以内に申請を行うものとする。

(利用者)

第8条

利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 1) 自らの利用者識別番号（ユーザID）及び暗証番号（パスワード）を他人に開示し、又はこれを第三者に利用させること
- 2) L・n e t 機器等が接続されている通信回線に他の通信回線を接続すること

(登録情報の管理)

第9条

システム管理者は毎月月末までに登録された患者の氏名とID番号を除く全情報をCSV形式にてMOディスクに保存し、運用管理者宛郵送する。運用管理者はデータの欠損、誤入力を確認し、入力施設に連絡し訂正を求めることとする。

また、総括管理者が必要と判断したときは、その時点の患者の氏名とID番号を除く全情報をCSV形式にてMOディスクに保存し運用管理者宛郵送する旨、システム管理者へ依頼することができる。

(障害発生の責任)

第10条

利用者が故意又は過失によりL・n e tに障害を発生させ又は機器等を亡失若しくは破損させた場合、当該利用者は、その故意又は過失の程度に応じ、修理又は弁償に要した費用を負担しなければならない。

第3章 L・n e t 保守センター

(保守センター長)

第11条

L・n e t 保守センター長は、H O S P n e t 保守センター長が兼任する。

(L・n e t 保守センターの業務)

第12条

L・n e t 保守センターは、システム管理者の命を受け、以下の業務を行う。

- 1) L・n e t の監視
- 2) 定期的なデータのバックアップ
- 3) L・n e t の運行及び停止に関する案内
- 4) L・n e t 機器等の障害に対する回復
- 5) L・n e t 機器等に関する問い合わせに対する対応
- 6) その他、L・n e t の保守に関すること

(システム管理者への報告)

第 13 条

1 L・n e t 保守センターは、定期的に業務状況をシステム管理者に報告しなければならない。

2 L・n e t 保守センターは、L・n e t に重大な障害が生じた場合には、直ちにシステム管理者に報告しなければならない。

(障害回復に係わる施設の協力)

第 14 条

L・n e t で発生した障害の回復措置を迅速に実現するために、担当責任者は L・n e t 保守センターの依頼に基づき必要な措置を取るものとする。

第 4 章 大規模災害時等

(大規模災害時等)

第 15 条

1 L・n e t 保守センターは、大規模災害等により L・n e t のセンター機能が著しく支障を来した場合は、その旨をシステム管理者に報告しなければならない。

2 システム管理者は、第 1 項の報告を受けたときは、直ちに総括管理者に報告しなければならない。

附則

この細則は平成 1 3 年 7 月 1 3 日から施行する。

肝疾患政策医療ネットワーク支援システム疫学的研究等申請取扱細則

(目的)

第1条

この細則は、肝疾患政策医療ネットワーク支援システム（以下「L・net」という。）の診療情報を用いた研究を行うために必要な手続き等について定める。

(用語)

第2条

この細則における用語の用法については、以下別途定められるものを除き、肝疾患政策医療ネットワーク支援システム管理要綱の例によるものとする。

(利用資格)

第3条

L・netの診療情報を研究目的で利用することができる者は、L・netの担当責任者に限る。

(申請方法)

第4条

L・netの診療情報を研究目的で利用しようとする者は、総括管理者 に対しL・net 診療情報使用申請書に基づき申請するものとする。

(利用の許可)

第5条

原則として総括管理者が許可する。ただし、総括管理者は、患者等の人権を損なうおそれのある内容と認めるときには、運営協議会の意見を聴いたうえで許可するものとする。

(診療情報の提供方法)

第6条

総括管理者はシステム管理者宛、診療情報使用申請書を送付し依頼する。システム管理者は、当該研究に必要な診療情報（患者の氏名・住所・電話番号を除く）を申請者に対してフロッピーディスク又はMOディスクの 形で提供するものとする。

(診療情報の複製)

第7条

総括管理者は、申請者に対し共同研究者内での診療情報の複製を許可する。

(目的外使用の禁止)

第8条

提供を受けた診療情報は、申請した研究以外の目的に使用してはならない。

(研究結果の公表)

第9条

研究結果は総括管理者に報告した後、公表するものとする。

(提供された診療情報の後処理)

第11条

1. 提供を受けた診療情報を記録した提供媒体は、当該研究の使用完了後速やかにシステム管理者に返却しなければならない。

2. 研究に使用した機器に一時的に書き込まれた診療情報は、提供媒体の返却時に、責任をもって消去し、その旨をシステム管理者に報告しなければならない。

3. 共同研究のため複製を行った診療情報は、当該研究の使用完了後は研究者各自の責任において消去し、主任研究者は、システム管理者に報告しなければならない。

(L-net利用資格の抹消)

第12条

総括管理者は、本取扱細則に違反した者に対して L-net 利用資格の抹消を行うことができる。

附則 この細則は平成13年7月13日から施行する。

肝疾患政策医療ネットワーク支援システム・システム委員会要綱

1. 設置目的

肝疾患政策医療ネットワーク運営協議会に肝疾患政策医療ネットワーク支援システムの設置・運営に関する協議を行う場として、システム委員会を設置する。

2. 協議事項

肝疾患政策医療ネットワーク支援システムの運用状況・障害等に関すること

3. 組織

(1) 委員の構成

運用管理者

システム管理者

L-net 保守センター

4. 委員会の開催

原則年1回開催とする。

5. 庶務

部会の庶務は、国立病院長崎医療センター情報管理室において処理する。

6. 附則

この要綱は、平成13年7月13日から試行施行する。

肝ネット登録同意書

当院は、厚生労働省が政策医療として推進している肝疾患の専門病院に指定されています。各種情報があふれている現在、正確な事実に基づいた高度な医療をおこなうためには、多くの患者様のデータを集積、解析して、その成果を日常診療に還元することが求められています。この度、コンピュータを利用して肝疾患専用のデータベースシステム（肝疾患政策医療ネットワーク支援システム）を厚生労働省、国立病院、国立療養所内で新たに構築することになりました。よりよい肝臓病の診断法と治療法を見出すことを目的として本ネットワークは運営されます。このような主旨をよく御理解いただいた上で、ひとりひとりの肝臓病の患者様の所見を本ネットワーク内に登録することにご協力いただきたいと思えます。

1. システムの目的

このシステムは、患者さんのプライバシー保護を図りながら、患者さんの診療情報の一部を肝疾患政策医療ネットワーク支援システムのホストコンピュータに入力し、ホストコンピュータと参加施設をネットワークで結ぶことにより、診療情報を共有し、肝臓病診療を円滑にし、各地から得られた多くのデータを元に真に肝臓病診療に役に立つ治療法の検討や効果の判定の研究を行い質の高い診療を可能にすることを目的としています。

2. システムに参加することのメリット

このシステムに参加すると、患者さんの診療情報がホストコンピュータに入力され、前回の受診時の状況や図表化された治療歴の情報が活用でき治療の経過やその効果をわかりやすく説明を受けることができます。また、情報を蓄積し、研究に活用することにより、我が国の肝臓病医療を向上させ、ひいては、患者さん自身が質の高い肝臓病医療を受けられるようになります。

3. 個人情報の安全確保

このシステムでは、患者さんの診療情報を守るために次のような対策を講じています。

- (1) このシステムでホストコンピュータに入力された患者さんの診療情報を見ることができるのは、当該患者さんが同意した病院の医療関係者のうち、肝疾患診療支援ネットワークシステム総括管理者が許可した者に限られます。
- (2) このシステムは、外部からの不正な侵入に対して、銀行などが電子商取引を行うときと同じように厳格に情報を保護しています。
- (3) 研究目的で診療情報を活用する場合は、肝疾患政策医療ネットワーク運営協議会に諮り、肝臓病医療の向上に役立つと認められた研究に限り許可することとし、患者さんの氏名・住所・電話番号を除く診療情報を提供します。

4. 個人情報の閲覧請求権

このシステムによりホストコンピュータに入力された診療情報は、当該患者さんの希望により、診療時間内であればいつでも患者さん又は患者さんの指定する代理人が無償で閲覧することができます。入力情報に誤りがあった場合には、主治医を通じて、訂正を求めることができます。

5. 参加をやめたいときは

このシステムに参加した後で参加を取りやめたくなった場合には、システム全体の参加を中止することも、特定の医療機関での参加をやめることもできます。その場合には、下記のシステム管理者宛、備え付けの書面で申し出て下さい。

ただし、このシステムによりコンピュータ入力された診療情報は、改ざん等を防ぐため、削除することはできません。患者さんから参加の同意撤回の申し入れがあった場合には、診療情報の入力は停止されます。

6. 最後に

このシステムへの参加は、患者さん一人一人の自由な意思によります。このシステムについて主治医から説明を受け、目的、意義、安全性確保等に納得された方に、ご参加いただきます。もし、参加されなかった場合や途中で参加を取りやめた場合でも、今後の診療に何ら不利益をこうむることはありません。

(問い合わせ先)

〒856-8562 長崎県大村市久原2丁目1001番地1
国立病院長崎医療センター 臨床研究センター

Tel:0957-52-3121(内線 3273),Fax:0957-53-6675

平成 年 月 日

説明同意書

肝疾患政策医療ネットワーク支援システム総括管理者 殿

私は、下記の主治医からに関する説明並びに説明文書の交付を受け、その目的及び利用方法などを理解しましたので、下記病院において肝疾患政策医療ネットワーク支援システムに参加し、入力された私の診療情報が私の受ける肝疾患診療及び研究に活用されることに同意します。

患者氏名：

印

説明した主治医氏名：

印

病院名：

(※この同意書は、主治医が原本をカルテに添付し、写を作成し、患者さん本人にお渡しいただきます。)

平成 年 月 日

同意撤回届

肝疾患政策医療ネットワークシステム支援システム委員会委員長 殿

私は、下記の主治医から説明を受け、下記病院において肝疾患政策医療ネットワーク支援システムに参加しておりましたが、参加の同意について撤回します。

主治医氏名：

病院名：

患者氏名：

印

患者 I D 番号：